

教職課程実習細則

運営委員会

平成25年5月22日制定

(趣旨)

第1条 愛知東邦大学教職課程履修規程第9条に基づき、幼稚園一種、小学校一種、中学校一種ならびに高等学校一種の実習に関し必要な事項については、本細則の定めるところによる。なお、例外事項については全学教職課程委員会にて審議決定する。

(介護等体験)

第2条 中学校一種の教職課程において「介護等体験（3年次）」を行うにあたっては、前年度までに「教職概論」「教育学概論」「教育心理学」「社会福祉概論」「特別支援教育論」の単位を修得していることを必要とする。

2 小学校一種の教職課程において「介護等体験（2年次）」を行うにあたっては、前年度までに「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「発達心理学」「社会福祉概論」「社会的養護」の単位を修得していることを必要とする。

(教育実習)

第3条 中学校一種ならびに高等学校一種の教職課程において、「教育実習（4年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

(1) 卒業に必要な単位数の内、3年終了時までには100単位以上の単位を修得していること

(2) 本学で定める「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」及び「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」のうち、3年次配当までの必修及び選択必修科目の単位を修得していること

(3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること

2 小学校一種の教職課程において、平成27年度以前の入学生が「教育実習（4年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

(1) 卒業に必要な単位数のうち、3年前期終了時までには80単位以上の単位を修得していること

(2) 「教職に関する科目」を26単位以上（ただし「教職概論」「国語科教育法」「音楽科教育法」「図画工作教育法」「体育科教育法」を含むこと）修得していること

(3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること

3 小学校一種の教職課程において、平成28年度以後の入学生が「教育実習（4年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。

- (1) 卒業に必要な単位数のうち、3年終了時までには100単位以上の単位を修得していること
 - (2) 「教職に関する科目」を40単位以上修得していること
 - (3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること
- 4 幼稚園一種の教職課程において、「教育実習（3年次）」を履修するにあたっては、原則として次の資格を必要とする。
- (1) 卒業に必要な単位数のうち、2年終了時までには64単位以上の単位を修得していること
 - (2) 「教職に関する科目」のうち「保育内容の指導法」を除き14単位以上、「保育内容の指導法」のうち「保育内容（言葉）」「保育内容（音楽表現）」「保育内容（造形表現）」「保育内容（身体表現）」の単位を修得していること
 - (3) 実習生として教育実践現場に立つにたる学修意欲、知的能力及び日常の生活態度を有すること

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年度入学生より適用する。
- 3 この規程は、改正（第3条）により平成28年4月1日から施行する。